

福祉医療給付制度と災害共済給付制度について

(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

学校管理下での災害(負傷・疾病等)については、福祉医療証(子育て支援医療証・ひとり親家庭等医療証)は、使用できません。

学校管理下での災害(負傷・疾病等)で医療機関を受診した場合の医療費の支払いは、日本スポーツ振興センターの『災害共済給付制度』が優先となり、福祉医療証(子育て支援医療証・ひとり親家庭等医療証)は、使用できません。マイナ保険証のみ(または保険証・資格確認書のいずれか)で受診し、医療費の自己負担分をお支払いいただき、各学校で災害共済給付の手続きを行ってください。(領収書は保管しておいてください。)

ただし、医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円(自己負担分、小学生以上3割1,500円)未満の場合は、日本スポーツ振興センターの『災害共済給付制度』の対象になりませんので、自己負担分について払い戻しができます。下記福祉医療給付制度窓口に申請してください。

【払い戻しの申請をする際に必要なもの】

- ①領収書 ②医療証 ③お子様の保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書のいずれか 1点
④扶養義務者名義の通帳 ⑤窓口に来る方の本人確認書類 ⑥代理権確認書類(扶養義務者と別世帯の方が申請する場合は扶養義務者の公的書類1点)

《注意》

※制度の重複利用を避けるため、災害共済給付状況を確認する場合があります。

※福祉医療給付制度請求の申請期限は、医療機関へ支払った日の翌日から2年になります。例：支払日4月10日の場合、起算日4月11日→申請期限は、2年後の4月10日

災害共済給付制度窓口

- 鶴岡市教育委員会学校教育課学事保健係 TEL0235-57-4865
または各小・中学校

福祉医療給付制度窓口

- 鶴岡市役所国保年金課 TEL0235-35-1292 内線124・128
○地域庁舎市民福祉課 市外局番0235
藤島庁舎 TEL64-5807 直通 羽黒庁舎 TEL26-8773 直通
櫛引庁舎 TEL57-2113 直通 朝日庁舎 TEL53-2114 直通
温海庁舎 TEL43-4614 直通

《日本スポーツ振興センターの手続きについては、裏面をご覧ください。》

スポーツ振興センターの手続き

学校・教育委員会を経由して災害共済給付の申請をします。



1. 医療機関受診

学校管理下でケガをして、医療機関を受診したら…



《学校管理下とは?》

- ・授業中や休憩時間中など、学校内、敷地内において活動している場合
- ・通学路を登下校している場合
- ・校外学習や部活動など課外指導中の場合
(小中学校の少、中学校の保護者会主催の活動(クラブ活動)は管理下外)

保険診療の自己負担分(通常3割)を一旦、窓口で支払います。

子育て支援医療証・ひとり親家庭等医療証は使用できません。

(数回の通院、調剤などを合算して)

2. 医療機関へ書類作成のお願い

治ゆまでの**保険診療**の自己負担額が**1,500 円以上**となった場合

災害共済給付の申請ができます。

治ゆまでに支払った自己負担額が**1,500 円未満**の場合

災害共済給付の対象になりません。

※この場合は、自己負担分について払い戻しができますので、受診した医療機関または国保年金課へご連絡ください。(申請期限: 医療機関へ支払った日の翌日から2年。例: 支払日4月10日の場合、起算日4月11日 → 申請期限は、2年後の4月10日)

3. 学校へ書類を提出

「**医療等の状況**」等を医療機関から受け取り、学校へ提出。

- ※医療等の状況は、病院や医院のほか、
- ①薬局で薬を処方された場合
 - ②医師が必要と認めた治療用装具を購入した場合
(保護者の証明、領収書が必要)も該当になります。

※「医療等の状況」の点数が7,000点を超えている場合は、「**高額療養状況の届**」用紙を学校から受け取り、記入してください。

4. 学校で申請

(2, 3か月後) 5. 給付金の支給

国保年金課に払い戻しの申請をする際に必要なもの

- ①領収書
- ②医療証
- ③お子様の保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書のいずれか1点
- ④扶養義務者名義の通帳
- ⑤窓口に来る方の本人確認書類
- ⑥代理権確認書類(扶養義務者と別世帯の方が申請する場合は扶養義務者のマイナンバーカード等公的書類1点)

注意

※制度の重複利用を避けるため、災害共済給付状況を確認する場合があります。
※万が一、医療証を使用した場合は、学校または国保年金課(0235-35-1292)へご相談ください。